

令和3年11月1日発足

## 月経血幹細胞臨床研究会会則

### 第 1 条【名称】

本研究会は、「月経血幹細胞臨床研究会」と称し、英文ではClinical society of Menstrual Blood Mesenchymal Stem Cellsと表記する。

### 第 2 条【事務局】

本研究会は事務局を神宮外苑ウーマンライフクリニック内に置く。

〒150-0001東京都渋谷区神宮前3-39-5 Qiz AOYAMA 2F

Tel : 03-6387-3237 , Fax : 03-6432-9385 , E-mail: info@mensc.org

### 第 3 条【目的】

卵巣機能の低下や、不妊症、更年期障害、月経不順等に悩む患者に関して、手術を伴わない月経血由来の幹細胞を患者自身から採取し、培養して、患者自身の体内に戻す治療方法の安全性や期待される効果の確立、医療関係者や臨床培養士、女性患者への助言や指導、技術の研鑽、並びに月経血幹細胞治療を実施できる臨床施設の増加を目指し、行政関係者、企業関係者、医療専門家や医学生が一堂に会して情報を交換し、治療と知見の更なる広がりや患者のより良い社会生活の確保を目指す。

### 第 4 条【活動】

本研究会の目的を達成するために下記の活動を実施する。

- 1) 学術集会の開催
- 2) 理事会の開催
- 3) 研究成果の発信
- 4) 月経血幹細胞臨床研究や臨床に必要な行政手続きの指導
- 5) 学術的研修と専門家養成
- 6) 診療報酬その他、この研究会の目的を達成するために必要な事業
- 7) 各地域における支部活動の推進

### 第 5 条【会員構成】

この研究会は以下に掲げる会員をもって構成する。

- 1) 研究会員 この研究会の趣旨に賛同し入会を希望した者

- 2) 賛助会員 この研究会の目的に賛同して、賛助するために入会した者または団体
- 3) 特別会員 この研究会の発展に特別の貢献をした研究会員で、理事会で推薦され承認された者
- 4) 一般会員 この研究会が行う講演に優先的に参加したい者

## 第 6 条【入会】

- 1. 研究会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、理事長は入会者の認知を行う。
- 2. 賛助会員として入会を希望する者または団体は、所定の入会申込書を提出し、理事長は入会者または団体の認定を行い、理事会の承認を得る
- 3. 一般会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、運営事務局の審査を経て事務局での承認を得る

## 第 7 条【年会費】

- 1. 研究会員は12000円の年会費を納める。学術集会開催余剰金を事務局費用に充当する。
- 2. 賛助会員は 10000 円の年会費を納める。
- 3. 特別会員は年会費を無料とする。
- 4. 一般会員は年会費を無料とするが、セミナー参加時に所定の費用がかかる。

## 第 8 条【役員】

- 1 この研究会は以下の役員を置く。

### 1) 顧問 若干名

顧問は、理事会や世話人会で助言をすることができる。

顧問は、この研究会の発展に貢献し、理事会で推薦され、世話人会で承認された者とする。理事長が委嘱し、任期は定めない。

### 2) 理事長 1名

理事長は、この研究会を代表して運営を統括し、学術集会を開催する。

次期理事長は理事の中から理事会にて推薦され、世話人会で承認された者とする。現理事長が委嘱し、任期は 1 年とし、再任を認める。

### 3) 理事 2～5 名

理事は、理事会を構成し、研究会の運営を執行する。

理事は、世話人の中から理事会にて推薦され、世話人会で承認された者とする。

なお、事務局を統括する理事 1 名を統括理事とし、研究会運営事務を管轄する。

理事長が委嘱し、任期は 1 年であるが、再任を妨げない。

## 第 9 条【任期】

- 1) 理事長の任期は、直近の学術集会終了翌日から始まり、該当年度の学術集会最終日までとする。
- 2) 理事と世話人は、直近の学術集会終了翌日から始まり、翌年度の学術集会最終日までと

する。

#### 第 10 条【運営】

- 1) 研究会全体の運営と経理は、担当する理事長が執り行う。
- 2) 研究会の運営事務と経理は、統括理事が行う。
- 3) 理事会は、顧問、理事長、理事によって構成され、年 1 回、学術集会時に開催し、研究会運営上の事項を審議する。なお緊急な案件があれば適宜メールや臨時理事会開催を通知し、審議等を行う。理事会は理事長が議長を務め、出席した理事の半数以上の賛成で議決できる。

#### 第 11 条【会計】

- 1) 本研究会の会計年度は、 11 月 1 日に始まり翌年 10 月 31 日をもって

終わる。

#### 第 11 条【会則変更】

本研究会の会則は、理事会で審議し、出席理事の半数以上の賛成により変更することができる。